

中心市街地グランドデザイン戦略会議設置要綱

〔令和元年8月30日〕
〔31小都第445号〕

(設置)

第1条 小牧市市政戦略本部設置要綱（平成23年6月28日23小市政第141号）第6条第1項の規定に基づき、小牧市におけるコンパクトシティの形成を目指し、にぎわいと活気に満ちた中心市街地の将来像を検討するために必要な議論を行うため、中心市街地グランドデザイン戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

(組織等)

第2条 戦略会議は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者とする。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第3条 戦略会議の会議は、市長が必要に応じて招集する。

2 戦略会議の会議を円滑に進行させ、活発な議論を促すため、会議にファシリテーターを出席させることができる。

3 戦略会議は、会議において必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 戦略会議の庶務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。